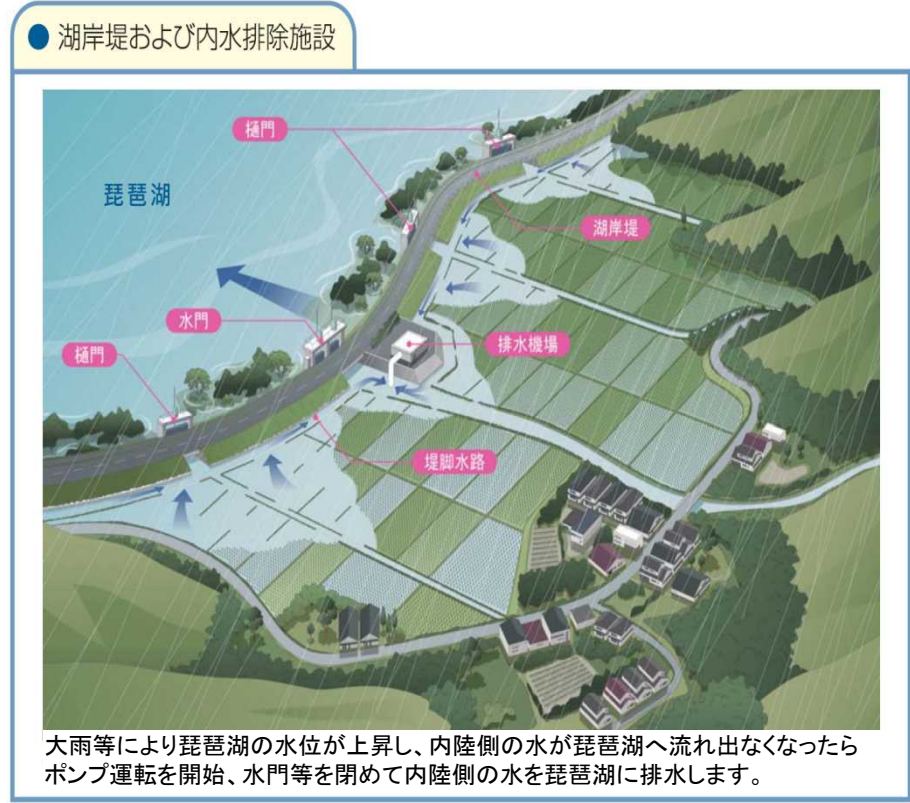




湖岸治水対策 ～琵琶湖周辺の治水対策～

① 湖岸堤を築造した箇所は、次の図に示すとおりです



出典・参考:水資源機構HP

湖岸治水対策 ～琵琶湖周辺の治水対策～

② 内水排除施設の一覧は、次の表のとおりです

● 内水排除施設一覧表

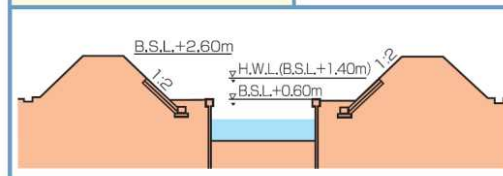
地区名	排水機場名	流域面積(km ²)	ポンプ容量(m ³ /s)	流域内	
姉川	早崎下八木	4.9	4.0	早崎干拓地から田川の間	
米原	米原	米原	7.2	7.0	天野川から磯山の間
		磯	0.9	1.1	
能登川	稲枝	12.4	6.0	今川から愛知川の間	
	大同川	31.5	36.0	愛知川から大同川の間	
近江八幡	えり場	6.5	1.0	津田内湖干拓地から白鳥川の間	
	野田	3.0	1.0	日野川から家棟川の間	
	安治	4.5	1.0	家棟川から野洲川北流の間	
守山	赤野井	20.9	6.0	六番川から新守山川の間	
	津田江	12.2	4.0	新守山川から葉山川の間	
安曇川	針江	3.4	5.0	田井川から南川の間	
	入道沼	4.2	3.0	南川から神奈川の間	
	松ノ木	金丸川	5.3	4.0	安曇川南流から県道四津川鴨線の間
		堀川	5.7	5.0	県道四津川鴨線から鴨川の間
合計		122.6	84.1		

③ 河川改修については、次のとおりです

● 河川改修位置図



● 河川改修標準断面図



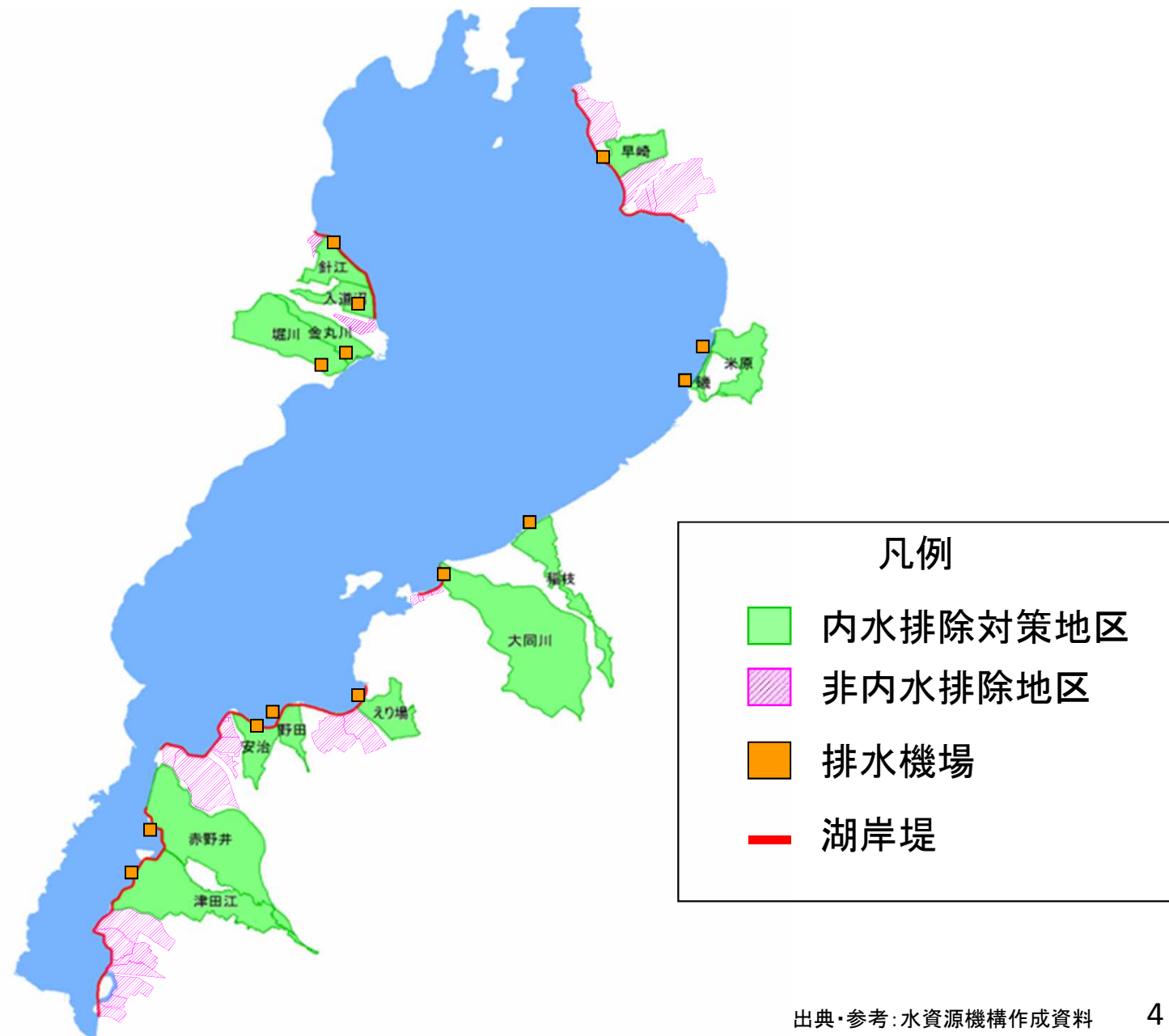
● 河川改修



出典・参考:水資源機構HP

内水排除対策地区と非内水排除地区

※ 非内水排除地区:内水排除施設が設置されていない、水門や樋門が設置されている地区



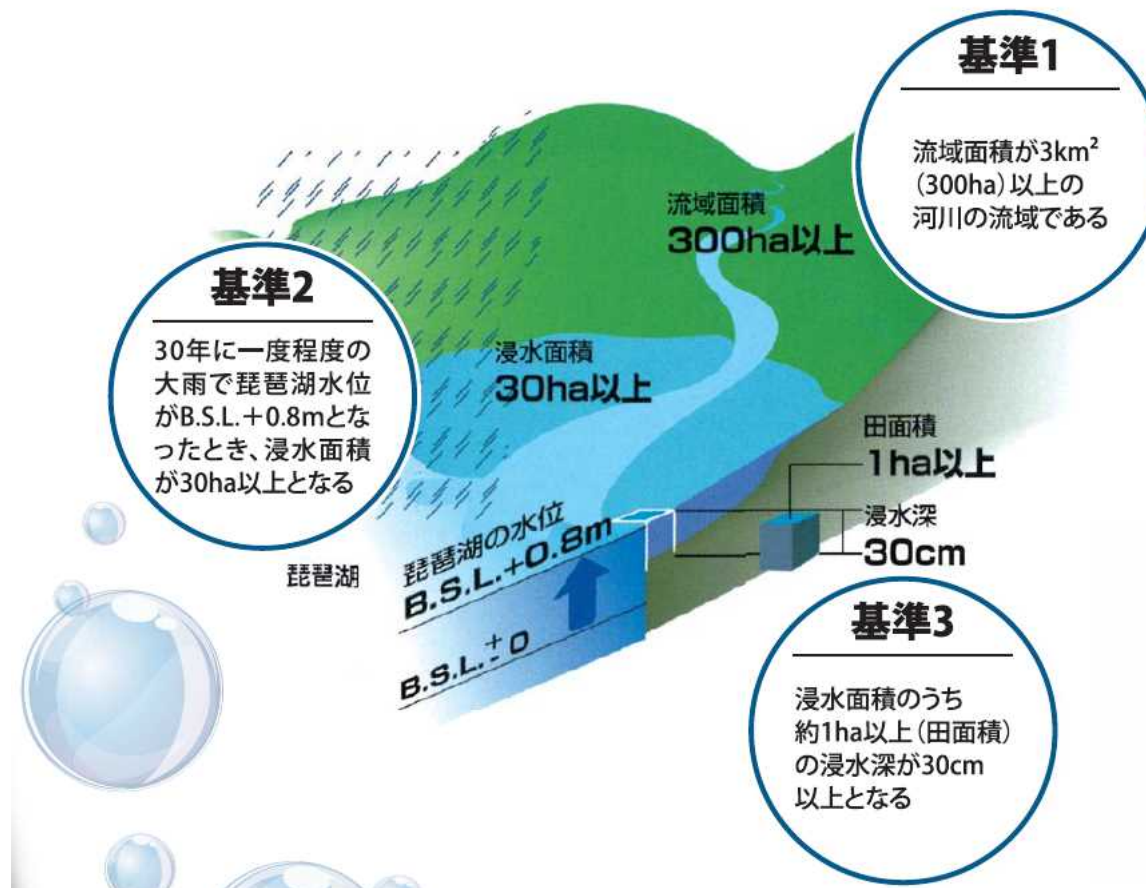
内水排除対策地区の採択基準

内水排除対策地区は、国(国土交通省(当時 建設省)および農林水産省)の内水排除の採択基準などを参考にして下記のとおり決められている。

以下のすべての条件を満たすこと。

- ① 流域面積が 3km^2 (300ha)以上であること。
- ② 30年に1回程度発生する大雨で琵琶湖水位がB.S.L.+0.8mになった時に、浸水面積が 30ha 以上であること。
- ③ ②の琵琶湖水位がB.S.L.+0.8mの時に、浸水深が 30cm 以上となる水田が、 1ha 以上であること。

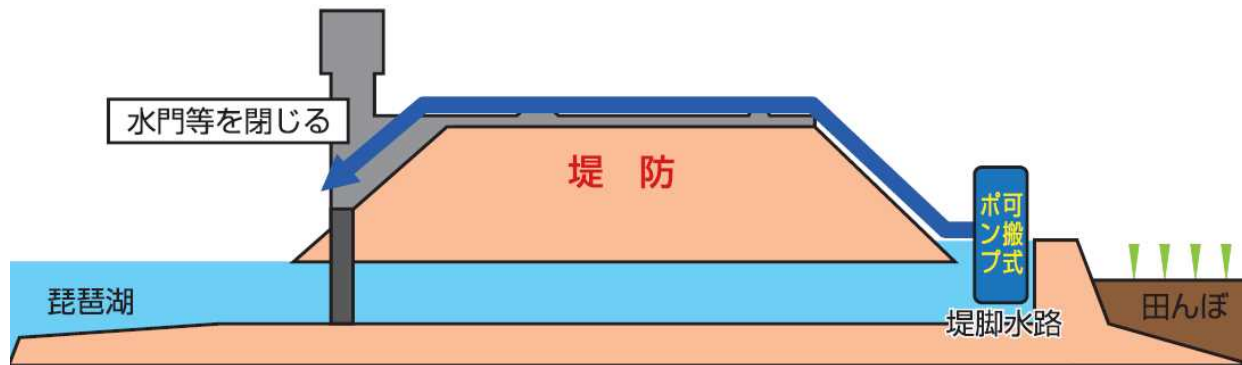
※浸水面積は、洪水などで水田が水に浸かる面積をいい、その時の深さが浸水深である。



非内水排除地区の水門操作

内水排除対策地区の採択基準には満たない地区で、内水排除施設が設置されておらず、水門や樋門だけが設置されている地区（非内水排除地区）がある。

これらの水門や樋門は、関係市の要請に基づき、水資源機構が水門や樋門の操作を行い、関係市等が可搬式ポンプで内水を排除することとされている。



田附樋門



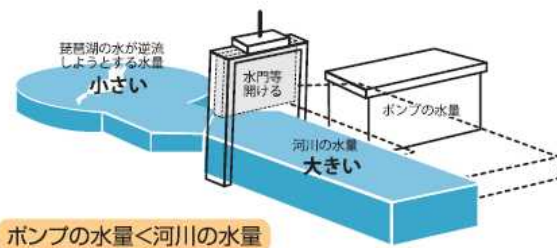
吉川第2樋門

内水排除施設の操作方法

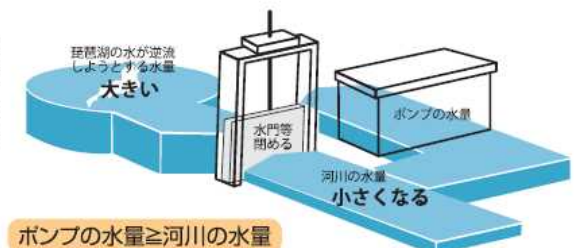


● ポンプを動かすタイミング

琵琶湖へ流入する河川の水量が、ポンプで汲み出す水量よりも大きい間は、ポンプを動かさず、河川が自然に流れる力を最大限に利用します。



河川の水量が小さくなり、ポンプで汲み出せる水量とほぼ同じになった時点で運転を開始すると、ポンプは最も能力を発揮します。

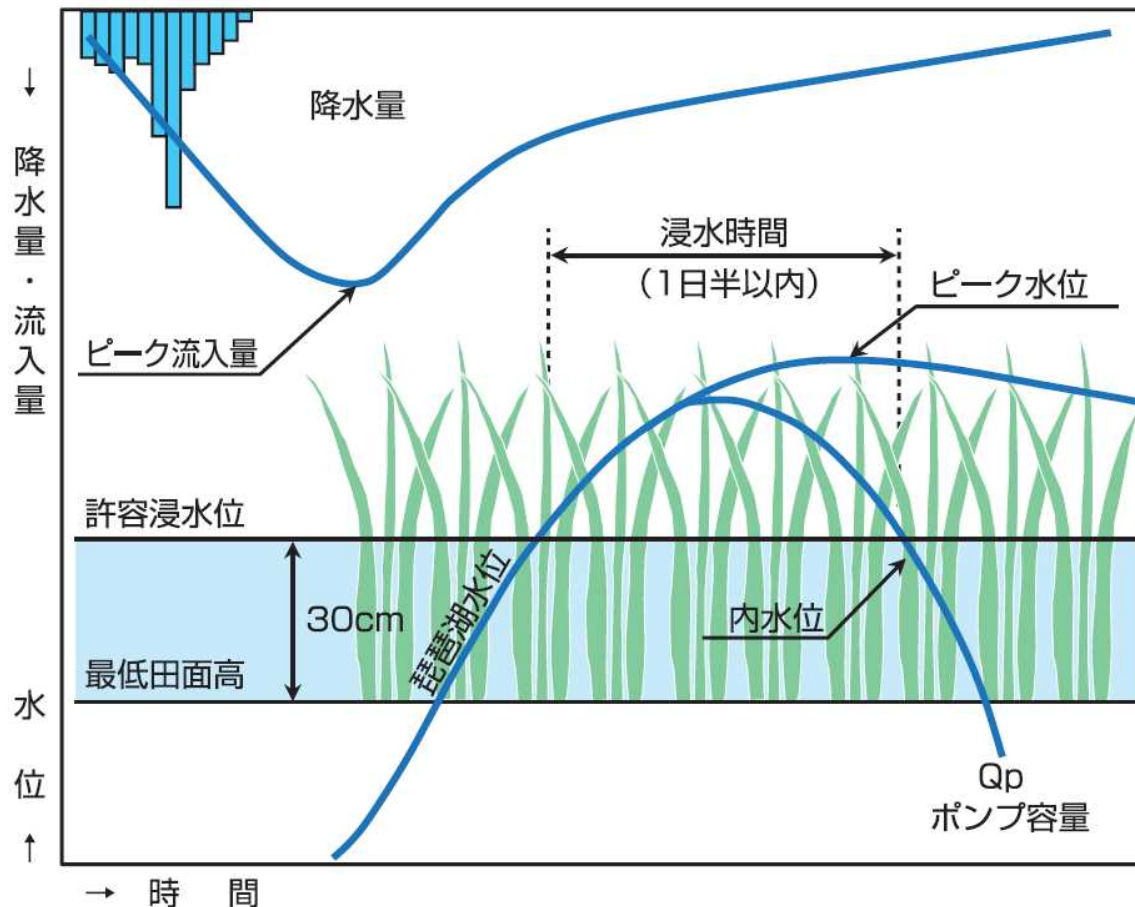


内水排除施設のポンプ能力

ポンプの能力は、水田の浸水を対象に決められている。

水稲への浸水被害は穂バラミ期が最も大きく、穂バラミ期に水稲が浸水した場合、1日半以内に浸水深を30cmまで低下させると、被害が少ないとされている。このため、30年に1回程度発生する強い雨を考慮して、浸水時間をなるべく短くし、被害を最小限に食い止めることができるよう、ポンプの規模（能力）が決められている。

しかし、平成29年台風21号等、近年発生した洪水時には麦や大豆など、水田から畑に転作されている場所で被害が発生し、課題となっている。



米原排水機場